

有機料理を提供する飲食店等の管理方法の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表

○有機料理を提供する飲食店等の管理方法の日本農林規格（平成 30 年 12 月 28 日農林水産省告示第 2812 号）

（傍線部分は改正箇所）

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p><b>2 引用規格</b><br/>次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の一部を構成する。これらの規格は、その最新版を適用する。<br/>有機農産物の日本農林規格（平成 12 年 1 月 20 日農林水産省告示 59 号）<br/><u>有機畜産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示 1608 号）</u><br/><u>有機加工食品の日本農林規格（令和 4 年 9 月 1 日財務省・農林水産省告示第 18 号）</u><br/>（削る。）</p> <p><b>3 用語及び定義</b><br/>この規格で用いる主な用語及び定義は、有機農産物の日本農林規格、<u>有機畜産物の日本農林規格及び有機加工食品の日本農林規格</u>によるほか、次による。</p> <p><b>3.1 同等国</b><br/>日本農林規格等に関する法律施行規則（令和 4 年財務省・農林水産省令第 3 号）第 30 条に規定する国。</p> <p><b>3.2～3.6</b> （略）</p> | <p><b>2 引用規格</b><br/>次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の一部を構成する。これらの規格は、その最新版を適用する。<br/>有機農産物の日本農林規格（平成 12 年 1 月 20 日農林水産省告示 59 号）<br/><u>有機加工食品の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示 1606 号）</u><br/><u>有機畜産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示 1608 号）</u><br/><u>酒類における有機の表示基準（平成 12 年国税庁告示第 7 号）</u></p> <p><b>3 用語及び定義</b><br/>この規格で用いる主な用語及び定義は、有機農産物の日本農林規格、<u>有機加工食品の日本農林規格、有機畜産物の日本農林規格及び酒類における有機の表示基準</u>によるほか、次による。</p> <p><b>3.1 同等国</b><br/>日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）第 37 条に規定する国。</p> <p><b>3.2～3.6</b> （略）</p> |